

監査告示第 14 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その監査結果を公表する。

令和 7 年 9 月 22 日

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 板 垣 致 江 子

1 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体名	所管課等名	監査の対象とした事項及び金額
一般社団法人 南陽市スポーツ 協会	教育委員会社 会教育課	南陽市スポーツ協会補助金 2,840,000 円 南陽市体育施設指定管理料 79,719,000 円
株式会社 エー ビーエム	商工観光課	南陽市勤労者総合福祉センター指定管理料 6,510,000 円

(2) 監査の範囲 令和 6 年度の財政援助等に係る団体等の出納その他の事務事業の執行状況及び所管課の事務の執行状況

(3) 監査の期日 令和 7 年 9 月 22 日

(4) 準拠基準 南陽市監査基準

(5) 監査の着眼点

ア 監査の対象の財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管課における監査の対象の財政援助団体等に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(6) 監査の方法 監査の対象団体等及び所管課に資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

(7) 監査委員の除斥 地方自治法第 199 条の 2 の規定により、板垣致江子監査委員は、一般社団法人南陽市スポーツ協会の監査から除斥して監査した。

(8) 監査の結果

監査団体及び所管課等名	監査の結果
一般社団法人 南陽市スポーツ協会 教育委員会社会教育課	(1) 監査の対象団体等 上記財政的援助等に係る出納、その他関連する事務の執行について提出された書類等に基づき監査した結果、所管課との齟齬は確認されず、指摘する事項は無かった。 ただし、軽微な事務手続きの不備は、所管課を通して注意した。 (2) 所管課 上記財政的援助等に係る出納及び提出された書類等に基づき監査した結果、指摘する事項は無かった。 ただし、軽微な事務手続きの不備について注意した。
株式会社 エービーエム 商工観光課	(1) 監査の対象団体等 上記財政的援助等に係る出納、その他関連する事務の執行について提出された書類等に基づき監査した結果、所管課との齟齬は確認されず、指摘する事項は無かった。 ただし、軽微な事務手続きの不備は、所管課を通して注意した。 (2) 所管課 上記財政的援助等に係る出納及び提出された書類等に基づき監査した結果、指摘する事項は無かった。 ただし、軽微な事務手続きの不備について注意した。